

有害鳥捕獲実施のお知らせ 及び危被害防止について

農作物に被害を与える有害鳥の捕獲を以下のとおり実施いたしますので、お知らせいたします。

1 実施日時

令和8年3月 8日（日） 日の出～日の入りの間

令和8年3月29日（日） 日の出～日の入りの間

2 予備日

令和8年3月15日（日） 日の出～日の入りの間

※予備日は天候不良等により実施できなかった場合となります。

3 実施区域

裏面の図示区域のとおり

4 実施内容

農作物の食害を防ぐため、有害鳥を銃器により捕獲する。

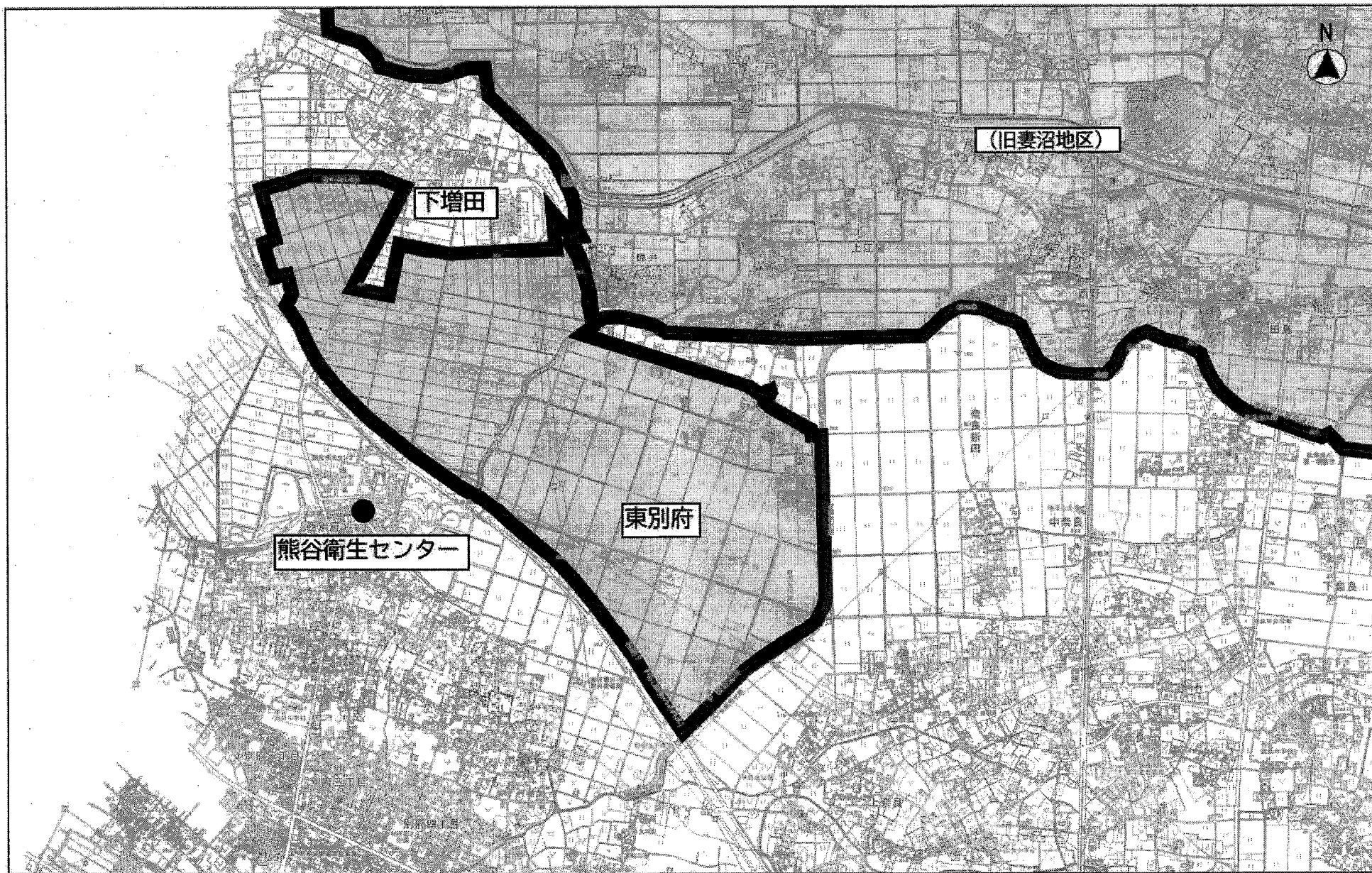
5 その他

当日は、飼育しているハトを放さないでください。

危被害の防止につきまして、特段の御配慮をお願いいたします。

お問い合わせ先：熊谷市産業振興部農業政策課

☎048-588-9987



別府地区

【凡例】
実施地区 太枠内